

特定非営利活動法人近畿水の塾設立総会議事録

- 1 日 時 : 平成14年3月27日(水)19時から21時30分まで
- 2 場 所 : 大阪市中央区内本町1丁目1番10号
- 3 出席者数 : 13名

4 議長の選任

議長を選出すべく、全員で互選したところ足立崇博氏が選ばれた。本人はこれを承諾し、議長席に着き、19時10分に、特定非営利活動法人近畿水の塾の設立総会の開会を宣言し、議事に入った。

5 審議事項

第1号議案 議事録署名人の選任の件

第2号議案 特定非営利活動法人近畿水の塾設立認証申請の件

第3号議案 本法人が特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することについて

第4号議案 定款の承認の件

第5号議案 設立当初の財産目録承認の件

第6号議案 設立の初年度及び翌年度の事業計画書承認の件

第7号議案 設立の初年度及び翌年度の収支予算書承認の件

第8号議案 設立代表者の選任及び設立に関する権限の委任の件

6 議事の経過の概要及び議決の結果

第1号議案 議事録署名人について、議長が福廣勝介氏、木下巖氏の2名を指名したところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第2号議案 議長の指名により土谷朋子氏が設立趣旨書を朗読し、本法人の趣旨及び目的を説明した上で、議長が本法人設立に関する承認を全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第3号議案 議長が特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号の該当箇所を朗読し、その趣旨を説明した上で、本法人が当該条項に該当することを全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第4号議案 事務局より定款の内容について説明し、その承認を議長が全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、定款案は可決された。

また、附則に記載する設立当初の役員について、全員で互選したところ、理事に福廣勝介氏、澤井健二氏、足立崇博氏、勝山慶一氏、川上聡氏、下村泰史氏、白木茂氏、安田博之氏以上8名、監事に西河嗣郎氏が選ばれ、議長が全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、上記9名が役員に選任された。

第5号議案 事務局より設立当初の財産目録について説明し、議長が承認を全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第6号議案 事務局より初年度及び翌年度の事業計画について説明し、議長が承認を全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第7号議案 事務局より初年度及び翌年度の収支予算計画について説明し、議長がその承認を全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第8号議案 議長は、設立代表者を選任し設立に関する一切の権限を委任したい旨を述べたところ、全員これを意義なく承認し、設立代表者を互選したところ、次の者が選任され、被選任者はその就任を承諾した。

設立代表者 福廣勝介

議長は、以上をもって特定非営利活動法人近畿水の塾に関するすべての議事を終了した旨を述べ、閉会を宣した。(21時30分)

以上、議事の要領及び結果を明確にするために、議長並びに議事録署名人は、次に署名押印をする。

議 長 足立 崇博 印

議事録署名人 福廣 勝介 印

議事録署名人 木下 巖氏 印